

第4章 火災及び事故災害対策

第1節 大規模な火事災害対策

大規模な火事災害に対して、市、県などの防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

1 火事災害の予防

大規模な火災の防止のため、市、県等の防災関係機関は、市街地の整備等火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図る。

(1) 火災に強いまちづくり

市、県等は、火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。

ア 市街地の整備

老朽木造住宅密集地の解消を図るための市街地の整備を図る。

イ 防災空間の整備

大規模火災発生時の避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や公園などの整備を図る。

ウ 建築物の不燃化の推進

防火に配慮した土地利用を進めるとともに、一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。

(2) 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

ア 火災予防査察の強化

市は区域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険個所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善指導する。

イ 防火管理制度の推進

市は、建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(イ) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

(3) 防火思想の普及啓発

市、県等は、住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 消防力の強化

大規模な火災の備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

(5) 消防水利の確保

ア 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告第7号)に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

(6) 火災気象通報

ア 県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

広報車等を活用して、住民に対し、火災警報が発令された区域内にいる者は、火災警報が解除されるまで、安芸市火災予防条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

イ 安芸市火災予防条例による使用制限

○山林、原野等において火入れをしないこと

○煙火を消費しないこと

○屋外において火遊び又はたき火をしないこと

○屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

○残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること

○屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じて行うこと

火災気象通報の基準

○実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7m/sを超える見込みのとき。

○平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

2 火事災害の応急対策

大規模な火災が発生した場合において、市、県、防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(1) 情報収集と伝達

ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告

イ 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

(2) 消火活動等

ア 応急措置

市及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施する。

(ア) 県警察と連携した火災防御活動

(イ) 現地指揮本部の設置

(3) 応援要請

火災が拡大し、市単独での消火が困難なときに応援要請をする。

ア 県への空中消火の要請

イ 他の市町村への応援要請

「高知県内広域消防相互応援協定」及び「高知県内市町村災害時相互
応援協定」

ウ 消防庁長官への応援要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」

「緊急消防援助隊運用要綱」

第2節 林野火災対策

森林資源や人家の焼失、さらに森林の水源かん養機能、土砂流出防止機能の消失等を招くような林野火災に対して、市、県等の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

1 林野火災予防対策

市、県及び四国森林管理局は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、必要な林野火災の予防対策を講ずる。

(1) 予防対策

ア 住民の林野火災予防意識の啓発

イ 火入れに対する火災予防条例に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止指示

ウ 火災発生危険期における重点的な巡視の実施

エ 消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄

2 火災気象通報

第4章第1節（5）参照

3 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合において、市、県、防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(1) 林野火災発生直後の対応

ア 初動対応上の基本指針

(ア) ヘリコプターによる上空偵察

林野火災は、その全体像把握を最優先とし、市では困難と認める場合は、県に対し迅速に県消防防災ヘリコプターによる上空偵察を依頼する。

○時間の短縮

林野火災の発生を覚知した場合、直ちに県に一報を入れ、正式要請から出動までの時間を短縮する。

○活動可能時間の配慮

要請から日没時刻までの活動可能時間を配慮して、できるだけ早期に県消防防災ヘリコプターを要請する。

(イ) 優先事項

消防活動は住宅等建物及び送電線、通信施設等の工作物への延焼火災防止（警戒を含む）並びに飛び火消火を優先して行う。

(ウ) 延焼拡大の未然防止

市街地への延焼拡大の未然防止のため、必要と認める場合は県に対し迅速に県消防防災ヘリコプターを要請する。

○強風・乾燥注意報や火災気象通報の発表時

強風・乾燥注意報や火災気象通報が発表されている場合は、県消防防災ヘリコプターを要請する。

○事前連絡

自衛隊ヘリコプターについては、県消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断されるときに要請することになるが、正式要請前に事前連絡を行う。

イ 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

(ア) 県への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲で）

○県消防防災ヘリコプターによる上空偵察（林野火災全体像把握のため）

○県消防防災ヘリコプター等による空中消火活動（延焼拡大の未然防止のため）○自衛隊の災害派遣要請の要求

(イ) 協定締結水利管理者への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲）

○県消防防災ヘリコプター等による空中消火用水補給協力体制

(ウ) 森林管理者等への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲）

○森林内の作業員の安全確保

○消火活動への協力

(エ) 安芸警察署への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲）

○緊急車両の通行確保のための交通規制

(オ) 相互応援協定市町村への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲）

○消防相互応援協力の要請

ウ 応急措置

(ア) 現地対策

○現地指揮本部の設置

○警戒区域の設定

○通信統制の実施

○消防本部・災害対策本部との通信手段の確保

○市街地部への延焼危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等

○現地住民向け広報及び報道機関対応

(イ) 消火・救出活動

- 林野火災の全体像の把握
(火点の位置、市街地部延焼危険に関する情報収集)
- 飛び火の警戒
- 消防水利の確保
- 地上消防隊による消火活動
- 県消防防災ヘリコプター等による空中消火活動
- 孤立者等の救出(ヘリコプターによる)

(ウ) 避難・誘導

- ラジオ・テレビ局への延焼危険区域・森林内滞在者緊急避難呼びかけ
放送依頼
- 広報車等による延焼危険区域住民の緊急避難呼びかけ
- 県消防防災ヘリコプター等による空からの避難呼びかけ
- 負傷者救援
 - ・救急活動(医療救護班出動、現地救護所設置等)
 - ・受入医療機関の選定及び搬送

(2) ヘリコプターの受入準備

ア 臨時ヘリポートの確保

指定されている災害用臨時ヘリポートを、直ちに離発着できるように準備する。

イ 給水場所の確保

消火作業効率が良いため自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利(海、河川、ため池)の中から機数、機種に応じて適地を使用する。

(3) 指揮・情報連絡体制

ア 指揮・調整系統

大規模な林野火災が発生した場合(あるいは大規模化が予想される場合)には災害対策本部を設置し、本部長のもとで総合的な火災防御対策の推進を図る。

また、火災現場には、火災の状況を総合的に把握し集結した各機関の活動部隊を一括した方針のもとで有効かつ安全に運用するために、現場最高指揮者(消防長又は消防署長)を中心とする現場指揮本部を設置する。

イ 情報連絡手段の確保

現場指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

(4) 林野火災防御計画

林野火災対策の効率的な推進を図るため、林野分布状況を考慮し、広域的な消防体制を確立するとともに、関係諸機関の対策の総合性を確保する。

(5) 二次災害の防止活動等

ア 点検の実施

市及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

イ 防災対策の実施

市及び県は、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

第3節 重大事故発生時の防災関係機関の措置

突発的に発生する航空機、船舶、列車、車両、爆発事故等の重大事故について、市及び各関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置について定める。

1 重大事故発生時の市及び関係機関の措置

機 関 名	重大事故発生時の措置
市	<ul style="list-style-type: none"> ○現地における応急的医療施設及び収容施設等設置 ○死傷者の捜索、救出、搬出 ○災害現場の警戒 ○関係機関の実施する搬送等の調整 ○日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 ○死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理） ○身元不明死体の処理
県	<ul style="list-style-type: none"> ○消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 ○救急医療についての総合調整 ○救助、救急医療、死傷者の収容処理 ○医療及び死体の処理に要する資機材の調達 ○公立医療機関に対する出動要請 ○日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 ○医師会及び歯科医師会に対する協力要請 ○薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ○災害現場での人命検索活動 ○災害現場での救出活動 ○負傷者等への応急措置活動 ○現地医療班又は医療機関への負傷者等の搬送活動 ○その他住民の生命、身体の保護に関する活動 ○近隣消防機関への応援要請 ○DMATへの応援要請
県 警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集及び伝達 ○救出・救護及び行方不明者の捜索 ○避難誘導 ○被害拡大防止 ○緊急交通路確保等の交通規制 ○死体等の検索、収容及び身元不明死体の身元調査 ○死体の検分（検視） ○広報活動 ○その他必要な警察活動

高知海上 保安部	<ul style="list-style-type: none"> ○海上災害に関する警報等の伝達・警戒 ○海上における人命救助 ○海上における流出油事故に関する防除措置 ○船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 ○海上治安の維持
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○死傷者の救出及び搬送等の支援 ○救護班、救助物資等の輸送支援
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○医療の実施（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を含む） ○傷病者に関する看護
日本赤十字社 高知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○現地医療の実施 ○傷病者に対する看護 ○輸血用血液の確保
医師会 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○医療施設の確保 ○所属医師の派遣
薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信 電話（株）	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急臨時電話の架設
四国電力（株）	<ul style="list-style-type: none"> ○照明灯等の設置

* この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画による。

2 市の災害対策本部の設置

- (1) 災害の規模が大きく、市長がその必要を認める時に、災害対策本部を設置する。
- (2) 本部長（市長）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

第4節 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して市、道路管理者、県及びその他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

1 道路災害予防対策

市、道路管理者、県警察、県等が実施する情報の充実や道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための予防対策について定める。

(1) 道路管理者

- ア 道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。
- ウ 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- エ 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。

(2) 県警察

- ア 道路管理者と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図るものとする。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図るものとする。

(3) 実践的な防災訓練の実施

道路管理者は、市、県、県警察及びその他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

2 道路災害応急対策

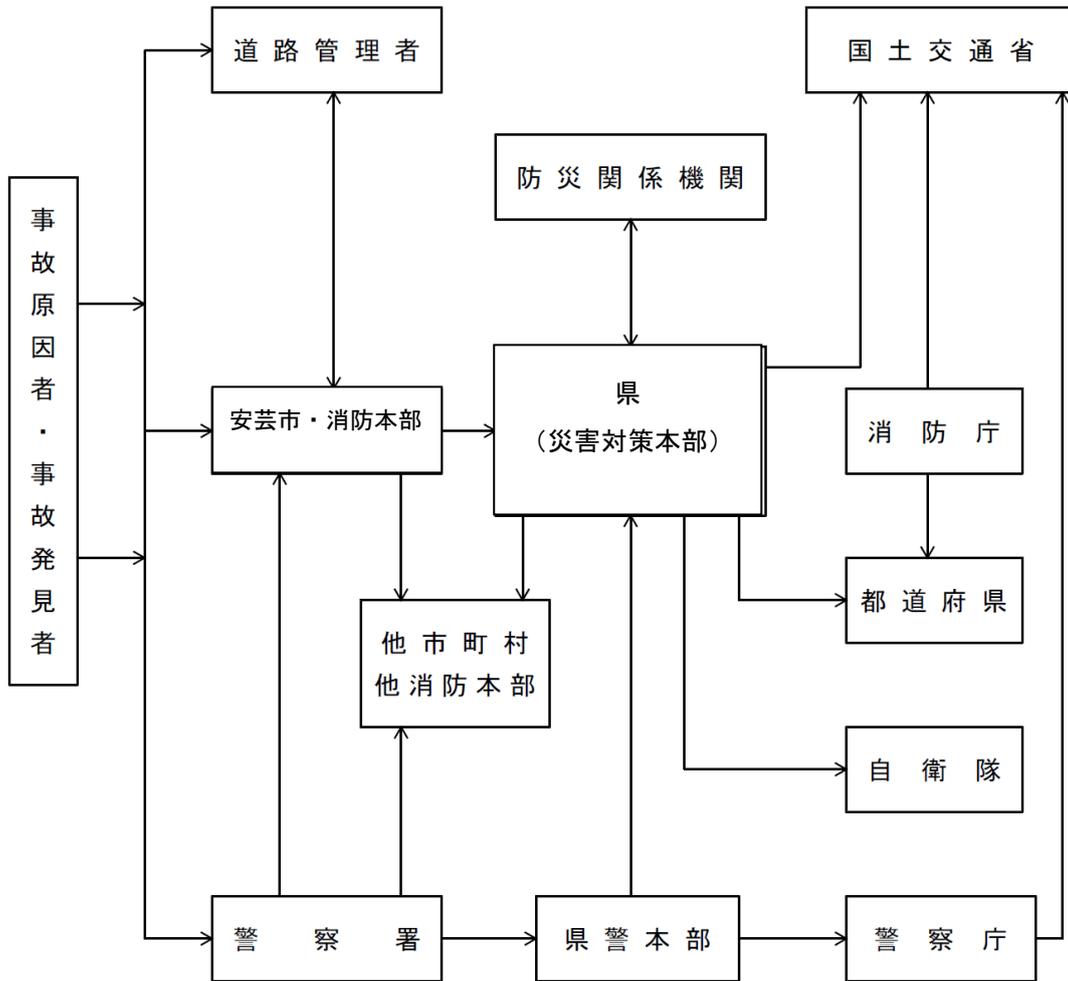
市、道路管理者、県警察、県等が実施する情報の充実や道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための応急対策について定める。

(1) 道路管理者

- ア 速やかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- イ 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を講ずる。
- ウ 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動に協力する。
- エ 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

オ 災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。

被害情報等の収集伝達系統



(2) その他の防災関係機関

市、県及びその他の防災関係機関は、状況に応じ、第4章第1節に定める応急対策を実施する。

第5節 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による鉄道災害に対して、市、鉄道事業者、県等の防災関係機関が実施する予防対策及び応急対策について定める。

1 鉄道災害予防対策

鉄道事業者、市、県及びその他の防災関係機関が実施する鉄道災害予防対策について定める。

(1) 鉄道事業者（土佐くろしお鉄道株式会社）

ア 事故災害の発生に際して、必要な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、列車防護用具等の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

イ 踏切保安設備の整備等、踏切道の改良に努めるものとする。

(2) 実践的な防災訓練の実施

鉄道事業者は、市、県及びその他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 鉄道災害応急対策

鉄道事業者、市、県及びその他の防災関係機関が実施する鉄道災害応急対策について定める。

(1) 鉄道事業者（土佐くろしお鉄道株式会社）

ア 速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるものとする。

ウ 消防機関、県警察による救助・救急及び消火活動が迅速に行われるよう全力を上げて協力するものとする。

エ 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

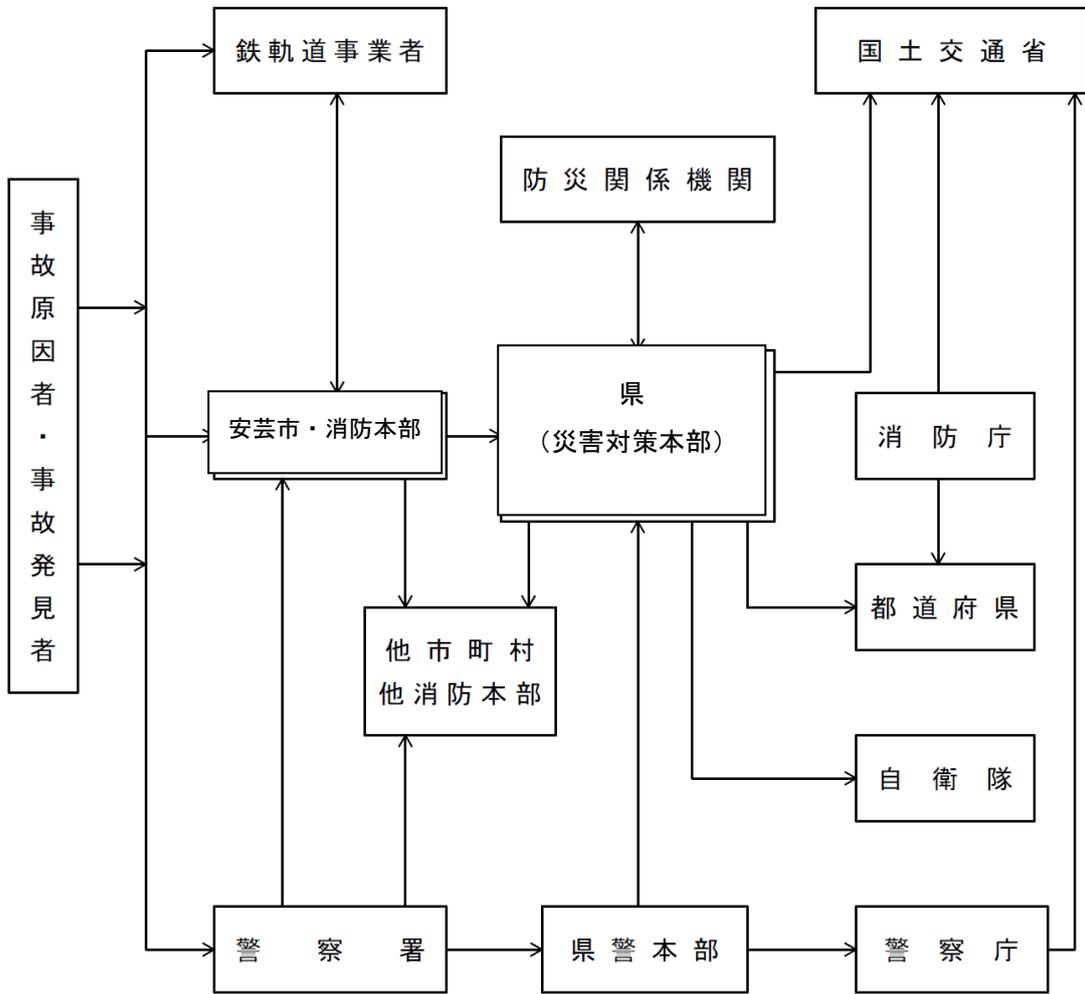
オ 災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、関係者へ伝達するものとする。

カ バス代行輸送等、他の交通手段の確保に努めるものとする。

(2) その他の防災関係機関

市、県及びその他の防災関係機関は、状況に応じ、第4章第1節に定める応急対策を実施する。

被害情報等の収集伝達系統



第6節 海上災害（人身事故等）対策

海上における船舶の衝突、転覆や火災等の海難事故の発生による多数の遭難者等の発生に対する予防対策と応急対策について定める。

1 海上災害予防対策

海難事故や、遭難者の救出等について市及び防災関係機関が対応するための予防対策について定める。

(1) 海難事故、遭難者救出等に対する備え

ア 設備等の整備

(ア) 市及び消防機関は、救助・救急用資機材の整備に努める。

(イ) 消防機関及び高知海上保安部は、消防艇等の消防用設備及び資機材の整備に努めるものとする。

(ウ) 県、県警察及び高知海上保安部は、捜索・救助活動を実施するための船舶、ヘリコプター等の整備に努めるものとする。

イ 体制の整備

(ア) 市、消防機関、高知海上保安部、県及び県警察は、平時から連携を図り、消防・救出活動の充実・強化に努める。

(イ) 災害時において、高知県水難救済会・安芸救難所の海難救済活動が迅速に実施できるよう、組織の運営強化を図る。

(2) 実践的な防災訓練の実施

ア 市、消防機関、高知海上保安部、県、県警察及びその他の防災関係機関は、連携して実践的な防災訓練を実施するよう努める。

(3) 海上交通の安全確保

高知海上保安部は、海上交通の安全を確保するための対策を実施するものとする。

ア 海図、水路書誌等水路図誌の整備

イ 水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備

ウ 船舶に対する船舶安全法、港則法、海上汚染及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守についての指導

2 海上災害応急対策

海難事故の発生や、遭難者の救出等について防災関係機関が実施する応急対策について定める。

(1) 市及び各防災関係機関の実施する応急対策

ア 事故を発生した船長等

(ア) 最寄りの海上保安官署、警察署等への通報

(イ) 救助・救急活動の実施

イ 市及び消防機関

(ア) 沿岸海域を中心とする搜索活動

(イ) 沿岸海域を中心とする救助・救急活動

(ウ) 負傷者の医療、救護措置

(エ) 県に対する医師等の派遣要請

(オ) 消火活動

(カ) 県内の他の消防機関の応援要請

(キ) 県に対し、他府県の消防機関の応援要請

(ク) 自衛隊の派遣要請の県への要求

ウ 高知海上保安部

(ア) 被害規模等の情報収集及び関係機関への情報連絡

(イ) 海上保安庁航空機による搜索活動

(ウ) 救助・救急活動

(エ) 沿岸市町村への医療活動要請

(オ) 消火活動

(カ) 船舶交通の制限又は禁止

エ 県

(ア) 県消防防災ヘリコプターによる活動

○情報収集活動及び関係機関への情報伝達

○搜索活動

○救助・救急活動

○消火活動

(イ) 医療救護体制の確保

(ウ) 消防庁を通じての他都道府県の消防機関への応援要請

(エ) 市町村の要請がある時の自衛隊の災害派遣要請

(オ) ヘリコプター離着陸場の準備等の輸送体制の確保

オ 県警察

(ア) 県警察ヘリコプター及び警備艇による活動

○情報収集活動及び関係機関への情報伝達

(イ) 必要に応じ交通規制の実施

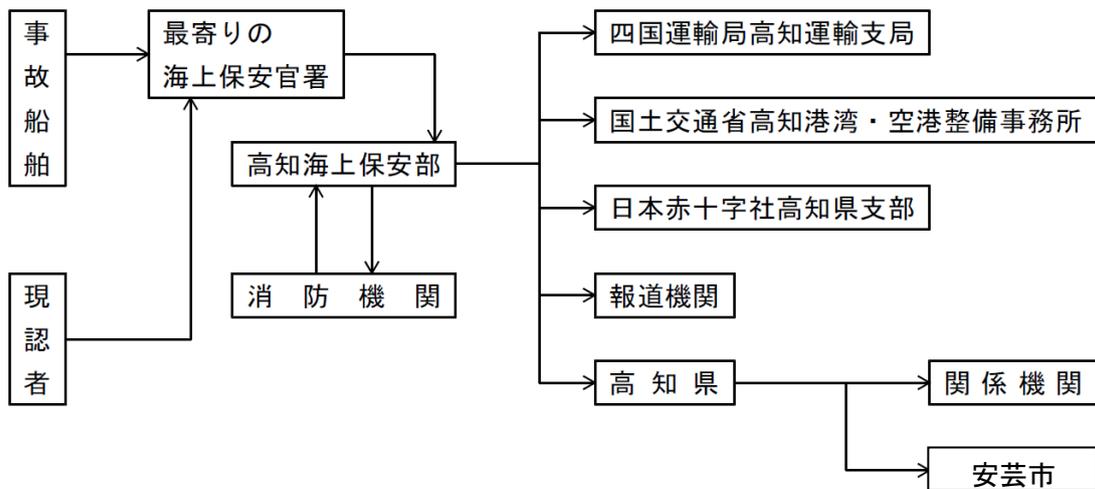
カ 高知運輸支局

(ア) 緊急輸送船舶等の調達又は斡旋

キ 高知県水難救済会・安芸救難所

○漁業協同組合等の民間ボランティアで構成する高知県水難救済会・安芸救難所は、海で遭難した者の救助活動を行う。

通報連絡系統



(2) その他の防災関係機関等

その他の防災関係機関は、状況に応じ、第4章第1節に定める措置及び各機関の防災計画又は業務計画に基づき応急対策を実施する。

第7節 海上における流出油等災害対策

海上における海難事故の発生に伴う船舶からの油及び有害液体物資などの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

1 予防対策

市、県、高知海上保安部及びその他の防災関係機関の流出油等災害に対する予防対策について定める。

(1) 高知県流出油等災害対策安芸地区協議会

市、海上保安部、県及びその他防災関係機関と民間事業者（以下「会員」）は、「高知県流出油等災害対策安芸地区協議会」の活動を中心に、会員間の連携を図り、安芸地区協議会活動海域の流出油等事故災害に対する体制づくりを進める。

(2) 通報・連絡体制の整備

ア 通報

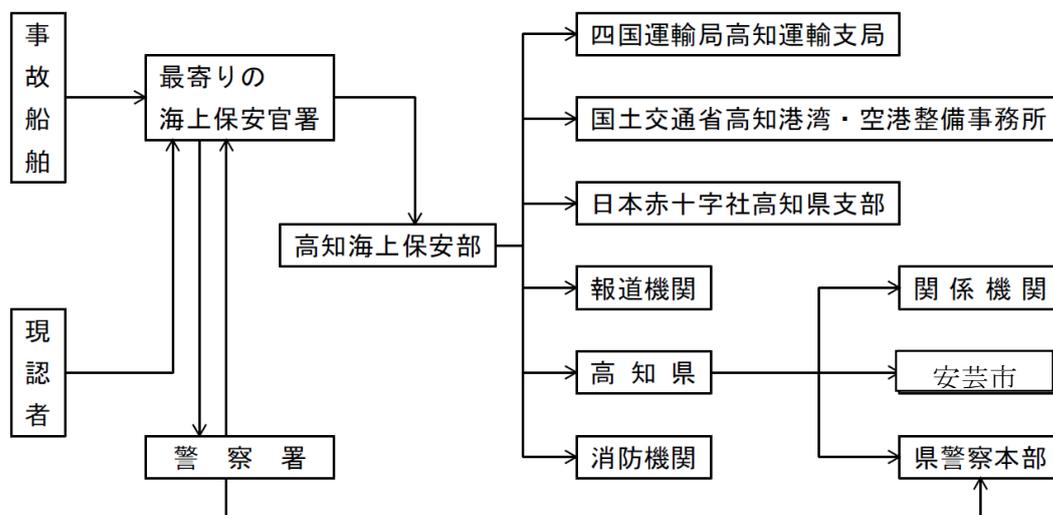
(ア) 高知県流出油等災害対策安芸地区協議会の会員は、流出油等事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、最寄りの海上保安官署及び地区協議会会長に通報する。

イ 連絡体制

(ア) 市は、国の機関が発表する情報を、県からの的確に得られるよう連絡体制を整備する。

(イ) 高知県流出油等災害対策協議会は、会員間の連絡体制を定める。

通報連絡系統（海上における流出油等事故発生時）



(3) 県

県は、管理する港湾等での流出油等防除作業及び市が行う防除作業の支援に備え、防災関係機関や高知県漁業協同組合連合会等と予め対策について協議し、体制づくりを進めるものとする。

(4) 流出油等防除資機材の整備

ア 資機材の整備

市、高知海上保安部、四国地方整備局、石油事業者団体及び船舶所有者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着マット等の流出油等防除資機材を重油等の種類に応じ、整備する。

イ 資機材保有状況の把握

高知海上保安部は、会員、海上災害防止センター及び近隣の流出油等災害対策協議会が保有する資機材の状況を把握し、会員に周知するものとする。

(5) 情報の分析

ア 専門的な知識の習得

市、県及びその他の防災機関は、国にあるいは高知県流出油等災害対策協議会等が開催する研修会等を活用し、職員が専門的な知識を修得できるよう努める。

○専門的な知識

- ・ 県周辺の海上交通の現状と危険性に関すること
- ・ 重油等が流出した場合における県沿岸への漂着の可能性に関すること
- ・ 重油等が流出した場合における回収、運搬、処理の方法に関すること
- ・ 補償請求に関すること
- ・ 環境への影響に関すること

(6) 広域連携

ア 市、県及びその他の防災機関は、近隣市町村、県との連携体制を確立する。

イ 「高知県流出油等災害対策協議会」は、近隣流出油等災害対策協議会との連携体制を確立する。

- ・ 徳島県流出油等災害対策協議会
- ・ 和歌山県流出油等災害対策協議会
- ・ 大阪湾流出油等災害対策協議会
- ・ 播磨灘流出油等災害対策協議会

(7) 防災訓練の実施

ア 市、県は、国の実施する防災訓練に積極的に参加する。

イ 市、県は、防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込

- むよう留意するとともに、想定被害を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫する。
- ウ 「高知県流出油等災害対策協議会」の会員は、流出油等事故を想定した実践的な防災訓練を実施する。

2 災害応急対策

市、県、海上保安部及びその他の防災関係機関の流出油等災害に対する応急対策について定める。

(1) 流出油等防除活動マニュアル

ア 「高知県流出油等災害対策協議会」の会員は、それぞれの機関が防災計画等で定める活動のほか、安芸地区協議会が策定する流出油等防除活動マニュアルによる役割分担等に基づき応急対策を実施する。

イ 市は、予め定めた流出油等防除活動マニュアルにより対応、活動を実施する。

(2) 情報の収集・伝達

大規模な流出油等事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、関係機関は次により情報の収集・伝達を行う。

ア 高知海上保安部の情報収集

○事故船舶又は現認者等からの情報及び航空機・船舶による調査

- ・ 事故発生の日時及び場所
- ・ 事故原因や事故船舶
- ・ 事故船舶の名称、乗組員等の人数、積載する危険物等の種類、量等
- ・ 危険物等の流出状況
- ・ 気象、海象の状況
- ・ 今後予想される災害
- ・ その他必要な事項

イ 県の情報収集

○消防防災ヘリコプターによる情報収集活動

ウ 県警察の情報収集

○県警察ヘリコプター及び警備艇による情報収集活動

エ 情報の伝達

○各機関等は、「高知県流出油等災害対策協議会」において予め定めた連絡網により情報を伝達する。

(3) 「高知県流出油等災害対策安芸地区協議会」の活動

ア 安芸地区会員に対する防除活動の要請

○安芸地区会長は、協議会会長（高知海上保安部長）から要請があった場合、その指示及び「安芸地区流出油等防除計画」に基づき、各会員に対し防除活動を実施するよう要請する。

（４）事故現場における防除活動

ア 高知海上保安部

- （ア）事故原因者に対する流出油等の拡散防止、除去等の防除措置についての指導及び措置命令
- （イ）海上災害防止センターに対する防除措置の指示
- （ウ）緊急に実施する必要がある場合の防除措置の実施
- （エ）現場海域における火災等の発生防止、船舶の航行禁止又は避難勧告

（５）安芸沿岸域における防除活動

ア 市、県

- （ア）漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測に関する情報の収集
- （イ）必要な油防除資機材の調達
- （ウ）防除措置の実施

イ 県警察

- （ア）漂着油に関する情報の収集
- （イ）地域住民に対する流出油等、石油ガスに関する情報提供
- （ウ）地域住民の避難誘導
- （エ）立入禁止区域の警戒
- （オ）交通規制の実施

ウ 消防機関

- （ア）防除措置の実施
- （イ）地域住民の避難誘導
- （ウ）火災警戒区域の設定

（６）陸岸における回収作業

市と県は、その他防災関係機関等と連携して、陸岸における漂着油の回収作業を実施する。

ア 県

- （ア）陸岸における重油等の回収方針を策定するものとする。
- （イ）市の回収作業を支援するものとする。
- （ウ）廃油等の処理方法については、海上災害防止センター等を通じ事前に原因者（船舶所有者）・保険会社と協議するものとする。
- （エ）原因者（船舶所有者）等の実施する回収作業等に対する指導を行うものとする。

イ 市

県と連携して漂着油の回収作業を実施する。

ウ 原因者（船舶所有者）及び海上災害防止センター

漂着油の回収、運搬及び処分を実施する。

（7）ボランティア活動

ア 市

ボランティア活動のための拠点の提供や必要な資機材の貸し出しを行う。

イ 県

ボランティア活動支援本部の構成員として、ボランティア活動の調整や支援を行うものとする。

（8）現場作業者の健康管理

ア 市

（ア）漂着油の回収作業を行う場合の、健康管理上の注意事項を回収作業従事者に周知する。

（イ）必要に応じ、現場作業者の健康相談を実施する等の対策を講ずる。

イ 県

市の行う健康相談等について必要に応じ保健師を派遣する等の支援措置を講ずるものとする。

第8節 陸上における流出油災害対策

陸上における貯油施設等からの油の大量流出による火災や著しい汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

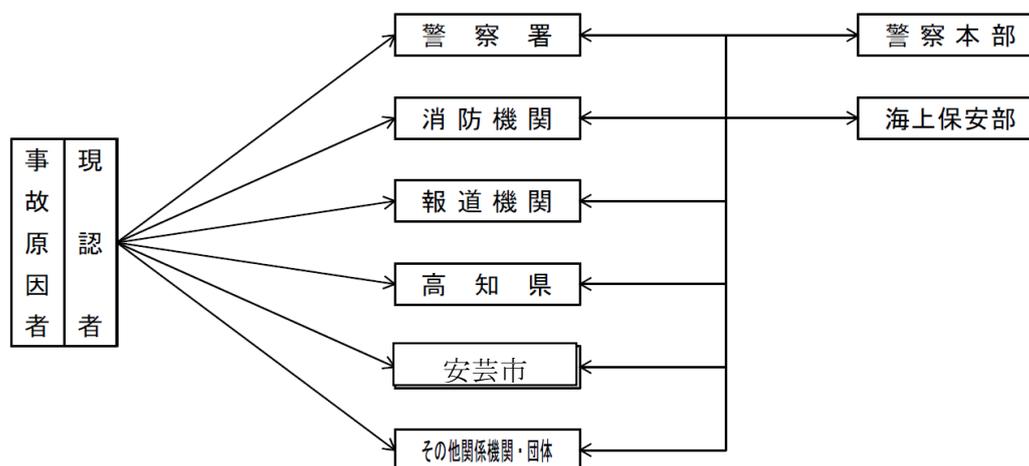
1 予防対策

市、県及びその他防災関係機関の陸上での流出油災害に対する予防対策について定める。

(1) 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生するか又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路について、体制を整える。

通報連絡系統（陸上における流出油事故発生時）



(2) 市と関係機関等の活動

市は、関係機関及び民間の企業等と連携して、次のことを行う。

- ・危険物等保管施設の状況把握
- ・防除活動に必要な資機材等の状況把握
- ・応急対策計画の検討

2 応急対策

市、県及びその他防災関係機関の陸上での流出油災害に対する応急対策について定める。

(1) 防除活動

ア 事故原因者及び消防機関等の関係機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講ずる。

- イ 防災関係機関は、必要に応じ第4章第1節に定める措置を実施する。
- ウ 流出した油が海上に達したとき又はそのおそれがある場合は、最寄りの海上保安官署に通報し、連携して対策を実施する。

(2) 住民の安全確保

市は、流出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じた時、又はそのおそれがある時は、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

第9節 危険物等災害対策

危険物等災害に対して、市、県等の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

この計画において危険物等の定義を次のとおりとする。

- ①危険物 消防法第2条第7項に規定されているもの
- ②高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
- ③火薬類 火薬取締法第2条に規定されているもの
- ④毒物・劇物 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

1 危険物災害予防対策・応急対策

市は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して保安体制の強化や、施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

また、災害発生時の応急対策に努める。

(1) 規制

危険物施設内における危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立会を徹底する。

(2) 指導

ア 予防規定の策定

予防規定の策定を指導する。

イ 施設の維持管理

危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ 定期点検の実施

危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

エ 拡大の防止

災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊

急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

ア 防災体制の確立

大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。

イ 実施手法の指導

危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

ウ 備蓄の指導

危険物に応じた消火薬剤、流出油処理材等の防災資機材の備蓄について指導する。

エ 緊急連絡体制の整備

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

(4) 啓発

危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取扱い作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質向上、保安意識の向上に努める。

(5) 危険物災害応急対策

ア 県

県警察は、危険物災害が発生し、又は火災等の災害が危険物施設に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者や市と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の救助協力等災害防止の措置を行う。

イ 市

関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため自衛消防組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の応急対策を実施する。

(6) 施設管理者

ア 状況の報告

市に被害状況、応急対策の活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 拡大の防止

速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 保管場所等の報告

消防機関の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。

エ 拡散の防止

大量の危険物が河川、海等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最小限に抑える措置を講ずる。

2 高圧ガス災害予防対策・応急対策

市は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規則を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故防止に努める。

また、災害発生時の応急対策について定める。

(1) 規制

ア 法令の適合

施設の位置、構造及び設備の状況、取扱方法が、法令上の技術基準に適合しているかどうか立ち入り検査及び保安検査を実施し、適切な指導、措置を行う。

イ 保安意識の高揚

県警察と連携して、高圧ガス積載車両の転倒、転落及び高圧ガス容器の落下防止等のため、路上での一斉取締りを実施し、保安管理の徹底及び保安意識の高揚に努める。

(2) 指導

ア 危害予防規定の策定

危害予防規定の策定を指導する。

イ 施設の維持管理

高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ 巡回保安指導

販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

(3) 自主保安体制の確立

ア 自主保安活動

自主的な防災組織である高圧ガス関係団体の実施する自主防災保安

活動が、より一層充実するよう指導する。

イ 防災資機材の整備

高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等の防災資機材の整備について指導する。

ウ 緊急連絡体制の整備

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

(4) 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、防災訓練等の実施を含め関係者の保安意識の高揚を図る。

(5) 高圧ガス災害対策の応急対策

ア 県、四国経済産業局

県及び四国経済産業局は、関係機関と密接な連携を図り、必要に応じて施設の使用一時停止等を命じる。

県警察は、施設管理者や市と連携して、負傷者の救出、避難指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の救助協力等災害の拡大防止の措置を行う。

イ 市

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(6) ガス施設管理者

ア 状況報告

市及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 拡大の防止

速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急対制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 防災活動の実施

消防機関の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施する。

3 毒物劇物災害予防対策・応急対策

市は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

また、災害発生時の応急対策について定める。

(1) 規制

立入検査により、適正な保管管理等、法令上の技術基準の順守が徹底されるよう指導する。

(2) 指導

ア 立入検査

立入検査を実施し、適正な貯蔵量、設備とするよう指導する。

イ 関係機関との連絡

管理者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じる恐れがあるときは、福祉保健所、警察署、又は消防機関への届出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

ウ 毒物劇物営業者に対する指導

(ア) 毒物劇物の容器及び収納棚等の転落防止

(イ) 容器の損壊等による飛散の防止

(ウ) 収納場所の整理整頓

(エ) 初期消火用資機材の整備

(3) 啓発

各種の研修会又は農薬危害防止運動月間等を通じ、毒物劇物に関する知識の普及など関係者の保安意識の高揚を図る。

(4) 毒物劇物災害応急対策

ア 県

県は、他の施設及び住家等に災害が及ぶおそれのある場合は、施設管理者に危険防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、市と連携して、危険区域を設定し、交通遮断、緊急避難、防毒措置、広報等の必要な措置を講ずる。

県警察は、毒物劇物災害が発生し、又は火災等の災害が毒物劇物貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者や市と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の救助協力等災害防止の措置を行う。

イ 市

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(5) 施設管理者

ア 状況の報告

市及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 拡大の防止

速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 見張人

毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講ずる。

4 住民の安全確保のための体制整備

市、県をはじめとする防災関係機関は、事業者や地域住民と連携して、危険物等災害に対し安全を確保するための体制整備に努める。

(1) 情報の提供

事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、あらかじめ市に提供する。

(2) 防災知識の普及

市は、地域の防災的見地から危険物等災害に係る調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及し、必要に応じ県に調査の協力を要請する。

(3) 避難訓練の実施

市は、地域住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。

(4) 情報の提供

事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておき、災害発生後は、迅速に市等関係機関に情報提供する。

第10節 その他の災害対策

1 健康危機

食中毒や感染症、飲料水、有害物質等を原因とする市民の健康被害が発生した場合は、知事から指示に基づき対策を実施する。

健康被害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

2 その他の原因による災害

この防災計画に定めるもの以外の原因により大きな被害が発生し、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。